

○能美市産業振興奨励条例施行規則

平成17年 6月28日

規則第119号

改正 平成18年 1月 6日規則第 1号

平成23年 4月 1日規則第 9号

平成25年 3月29日規則第14号

平成28年 6月20日規則第25号

平成31年 3月22日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、能美市産業振興奨励条例(平成17年能美市条例第173号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(固定資産の種類)

第2条 条例第2条に規定する「固定資産」とは、土地、家屋及び償却資産とする。

(助成金の額)

第3条 条例第2条の規定に基づき交付する助成金の額は、当該固定資産の課税標準額の総額が5,000万円を超える額に対し100分の1を乗じた額とする。ただし、その額は、1企業につき2,000万円を限度とし、10万円未満については助成しない。

2 市の財政状況によっては、助成金の額を減じることができる。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を申請しようとするものは、助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、法人にあつては、定款及び商業登記簿の謄本を添付しなければならない。

(助成金の交付決定通知)

第5条 市長は、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の交付時期)

第6条 助成金の交付時期は、当該固定資産税を新たに課することとなった年度末とする。

(助成の取消し等)

第7条 市長は、助成金の決定通知を受けた者が虚偽の申請により助成金を受け、又は受けようとしたときは、決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成23年4月1日から平成34年3月31日までの間において、同項中「5,000万円」とあるのは「3,000万円」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.5」とする。

附 則(平成18年1月6日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、公布の日以後にされた助成金の交付申請から適用する。

附 則(平成23年4月1日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月20日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月22日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

能美市長 あて

(申請者)
所在地
名称
代表者名

助成金交付申請書

能美市産業振興奨励条例施行規則第4条の規定により、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 交付を受けようとする助成金の額 円
- 4 事業計画及び施設の概要
- 5 投下固定資産の種類及び投資額

様式第2号(第5条関係)

番 号
年 月 日

所 在 地
名 称
代表者名 様

能美市長

助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定したので、能美市産業振興奨励条例施行規則第5条の規定により通知します。

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 交付決定額 円

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)